

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域のご契約者様のご契約につきまして、次の通りのお取扱いを開始させていただいております。

1) 災害救助法適用地域の特別取扱いについて

(1) 保険料のお払込猶予期間の延長について

このたびの被害により保険料のお払込みが一時的に困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を延長（最長6ヶ月）させていただきます。

(2) 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払いについて

お申し出により、ご請求に必要な書類を一部省略させていただくこと等により、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

2) 災害救助法の適用状況

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2009年8月9日(日)	【兵庫県】 佐用郡佐用町 宍粟市 朝来市 【岡山県】 美作市	8月10日、11日 厚生労働省発表 台風9号による災害にかかる適用
2009年7月24日(金)	【福岡県】 飯塚市	7月26日 厚生労働省発表 大雨による被害にかかる適用
2009年7月21日(火)	【山口県】 防府市、山口市	7月22日 厚生労働省発表 大雨による被害にかかる適用

3) お客さまからのお問合せ窓口

AIGエジソン生命 カスタマーサービスセンター
フリーコール：0120-981-088
受付時間：午前9:00-午後6:00
(土日・祝日を除く)